

指定第 1 号事業における区域外に所在する事業所の指定等に関する指針について
(一部抜粋版)

板橋区が指定第 1 号事業として指定する事業所は、原則、板橋区内に所在する事業所とするが、次の要件に該当する場合は、区域外に所在する事業所（以下、「区域外事業所」という。）についても、板橋区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業者の指定等に関する要綱（以下、「指定要綱」という）に基づき指定を行うものとする。

1 特段の諸事情により板橋区の区域外に居所を有する板橋区被保険者が、居所を有する区市町村に所在する事業所から指定第 1 号事業の提供を受ける必要があり、当該被保険者を受け入れることが可能である場合。但し、当該被保険者が住所地特例の適応を受けている場合は、この限りではない。

2 板橋区に居所を有する板橋区被保険者が、板橋区の近隣区市町村に所在する事業所から指定第 1 号事業の提供を受けなければならないやむを得ない諸事情があり、当該被保険者を受け入れることが可能である場合。

上記 1 又は 2 に該当すると思われる板橋区被保険者について、当該被保険者の介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを担当する地域包括支援センターは、そのものが区域外に所在する事業所を利用しなければならないことについて、板橋区介護保険課に事前相談を行い、了承を得るものとする。